平成２１年（フ）第１５４１号
広島県東広島市西条町御薗宇5613番地１エテルノＫ・Ｄ―102号
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８４号
広島市安佐南区八木４丁目40番17号
債務者　原　奈緒美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４３号
広島県大竹市北栄14番４号
債務者　長船みどり
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２号
山口県下関市大坪本町35番22―203号　メゾンマーシャル、前住所北九州市門司区泉ヶ丘１番26―202号
債務者　小林　　純
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
山口県下関市大坪本町35番22―203号　メゾンマーシャル、前住所北九州市門司区泉ヶ丘１番26―202号
債務者　小林小百合
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
山口県下関市綾羅木本町１丁目６番21号
債務者　伊藤妃登美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
山口県下関市幡生宮の下町10番３号
債務者　國本　　穣
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
福岡県久留米市大善寺南２丁目５番800―201号
債務者　坂井　亮太
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９３号
福岡県久留米市大善寺南２丁目５番800―201号
債務者　坂井このみ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９５号
福岡県久留米市高良内町77番地　ステラヒルズ高良101号
債務者　弓削　志真（旧姓古内）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９６号
福岡県久留米市白山町565番地２　大幸第２パレス301号
債務者　清水　秀男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９７号
福岡県久留米市白山町565番地２　大幸第２パレス301号
債務者　清水　美鶴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４００号
福岡県久留米市西町1329番地１スティツ久留米501号
債務者　古賀　満昭
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０９１号
北九州市八幡西区浅川日の峯４丁目16番９号
債務者　古本美智子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９２号
北九州市若松区畠田１丁目15番18号
債務者　三好希美子（旧姓古本）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９３号
北九州市八幡西区浅川日の峯４丁目16番９号
債務者　古本　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目18番14号
債務者　安達　順子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係